**ドゥーラサポート利用契約書**

　委託者　　　　　　　（以下、甲といいます。）、及び受任者　　　　　（以下、乙といいます。）は、本日、下記のとおりドゥーラサポート利用契約（以下、本契約といいます。）を締結します。

第１条（委託内容）

１　本契約は、甲の産前産後（妊娠中から産後1年6ヶ月目の月の月末まで）における下記の内容を、甲が乙に委託することを目的とします。

２　甲が乙に委託する内容は、以下の⑴から⑶（以下、総称して「サポート」といいます。）とします。

⑴　母親サポート

妊婦および出産後の女性に寄り添い、ご不安なことや悩み等をお聞きし、産前産後の生活や育児へのスムーズな導入を目的として、必要なサポートを行います。

⑵　育児サポート

甲の赤ちゃん及びそのきょうだい（以下、「赤ちゃん等」といいます。）の日常生活のお世話を行います。

甲が、乙に対し、赤ちゃんの沐浴を依頼する場合は、甲はそのサポートの間、必ず現場に立ち会い、乙の作業を注視するものとします。

⑶　家事サポート

　業務時間に、甲指定の場所において、委託された日常的な家事（料理、洗濯、掃除、買い物）を行います。ただし、その内容は、産後家庭における日常的に必要な範囲に限るものとし、換気扇の掃除など日常的に行わないものは含みません。

３　上記サポートは、甲の代わりに、甲から委託を受けた甲の夫や祖父母等第三者（以下、監護者といいます。）の在宅時も含まれます。

４　居宅内において、甲あるは監護者が不在時に、赤ちゃん等をお預かりする間、家事サポートは行いません。

５　乙は、整体・アロママッサージ・ベビーマッサージ等他資格で行う業務など、上記サポートの内容を超える業務は、行いません。

第２条（サポート利用料金）

１　甲は、乙に対し、サポート利用料金を、下記いずれかのコースの基準にしたがって支払うものとします。支払い方は、（現金払／乙指定の下記金融機関への振込　　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　支店

普通口座　　　　　　　　名義人　　　　　　　　　　）とします。

⑴　時間給コース　１時間あたり　　　　　　円（税込　　　　　円）

ただし１回のサポート時間が１時間以内であった場合も１時間分の報酬を頂きます。

１時間を超えた場合は、　　分毎に　　　円（税込　　　円）を加算させて頂きます。

⑵　週２回コース（１回３時間、週２回）３週間分の料金　　　　　　　円（税込　　　　　　円）

⑶　週５回コース（１回３時間、週５回）３週間分の料金　　　　　　　円（税込　　　　　　円）

⑷　特約コース　甲及び乙の相談に基づき、特別に以下と定める。

２　甲及び乙は、報酬につき　　　コースを選択することに合意しました。

３　支払い時期については、⑴については（毎回業務終了後にその都度／１週間終了毎）、⑵及び⑶については（一括前払い／１週間終了毎に三分の一相当額を分割払い）、⑷については　　　　　　　　とします。

第３条（交通費等）

１　甲は、乙に対し、サポート実施のため乙が利用した交通機関にかかる実費を支払うものとします。

２　乙の自宅より甲の指定するサポート場所までの交通時間が３０分を超える場合には、別途、毎回　　　　円（税込　　　　　円）を加算させて頂きます。（削除可）

３　これらの支払い時期は、（毎回業務終了後その都度／　　　　　の時期にまとめて支払い）とします。

第４条（キャンセル及び日程変更の扱い）

　甲が前日17:00以降にキャンセル及び日程変更をされた場合は、甲は、乙に対し、キャンセル料として１時間分の料金を支払うものとします。乙の突然の体調不良、災害発生時や交通機関の不通等やむを得ない事情により乙がサポートを行うことができなくなった場合で、甲が乙に対し、既にその日のサポート利用料金を前払いしているときは、乙は、甲に対し当該サポート利用料金を返金するか、別の日に振り替えてサポートを実施するものとします。

第５条（感染症への対応）

１　甲及び乙につき、自分自身あるいは家族に、下記に定める感染症、もしくはその疑いがある場合は、サポートは実施いたしません。

　インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（３日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、流行性嘔吐下痢症、手足口病

その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に定められた感染症  
２　甲及び乙は、サポート実施日より３日以内に、甲自身及びその家族、あるいは乙自身が、上記感染症を発症した場合、相手方に対し、その旨を連絡するものとします。

第６条（赤ちゃん等の預かりおよび送迎）

１　甲あるいは監護者不在の状態で、甲の指定に基づき、甲の赤ちゃん等の預かりや送迎をするにあたり、甲には、赤ちゃん等に関し万が一の事態が発生する危険性があることをご理解頂いた上で、預かりおよび送迎をするものとします。

２　甲は乙に対し、帰宅時間や連絡先、災害等緊急時の連絡方法・連絡先・避難場所を通知するものとします。

３　乙は、預かりおよび送迎中に、赤ちゃん等に病気その他の異変があった場合は、直ちに甲に連絡します。甲は、この場合に乙から連絡を受けたときは、直ちに、万全の措置を講じるものとします。

第７条（事故発生時の損害賠償）

１　乙は、サポート時には、善良な管理者としての注意義務をもって、その業務を行うこととします。

２　甲は、事故が発生しないよう、サポート場所には危険物のないよう十分配慮するものとします。

３　乙が、第１条⑵育児サポートの際に、赤ちゃん等のアレルギー、持病など特殊事情により事故が発生し、その特殊事情につき甲が事前に乙に伝えていない場合は、乙は、その責任は負いません。

４　万一、乙の責めに帰すべき理由によって事故が発生した場合、乙は、加入している損害保険契約（ドゥーラ賠償責任保険：損害保険ジャパン日本興亜㈱）に基づいて支払われる保険金をもって、その損害を補填するものとし、損害賠償金額は、同保険金金額をもって限度とします。また、その保険契約により担保される支払事由の範囲内においてのみ（地震、津波などの災害や、整体などドゥーラ業務以外で発生した損害については、それぞれ保険の適用除外です）、その責任を負担するものとします。

第８条（個人情報の取り扱い）

１　乙は、甲より取得した個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き、第三者に提供、開示をしません。

⑴　甲の同意を得た場合

⑵　法令により開示が求められた場合

⑶　児童福祉法、児童虐待防止法などにより乙に通告義務が発生する場合

（乙の判断によって、赤ちゃん等につき虐待が発生している思われる場合に、通告することがあります）

第９条（紛争解決）

１　本契約に定めのない事項につき紛争が生じた場合、双方が誠意をもって協議します。

２　本契約に関する準拠法は日本法とし、これに関する紛争は、（東京地方裁判所／本契約上のご利用者様の住所を管轄する地方裁判所）を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上の合意の証として、正本二通を作成し、甲及び乙は各一通ずつ保有するものとします。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　委託者（ご利用者様）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　受任者（産後ドゥーラ）住所

氏名　　 　　　 　　　　　　　　　　　　 　　印